

岩崎 純一 著

『岩崎純一全集』 第六卷 「序説、総記（六）」

岩崎純一総合アーカイブ及び『岩崎純一全集』の編纂方針と提供方法

編纂、監修 岩崎純一学術研究所 『岩崎純一全集』編纂局

巻頭言

本巻は、『岩崎純一全集』の第六巻を成し、『全集』の編纂方針及び提供方法について述べるものである。

目次

巻頭言

第一編 資料の編纂方法及び凡例の概要

第一部 資料の定義

第二部 岩崎純一及びJIAIの連絡先、メール等

第二編 資料編纂者とその責務及び求められる精神

第三編 「岩崎純一総合アーカイブ」(JICA)及び

『岩崎純一全集』(JJCW)の制作、編纂、監修

第一部 JJCW以外のJICAの資料の制作及び編集

第一章 JJCW以外のJICAの資料の制作及び編集の概要

第一節 JJCW以外のJICAの資料の制作及び編集の概要

第二節 資料リストの作成と公開

第二章 女性編纂者個人または女性局、女性部、女性班、女性係による編纂、監修

第一節 女性側の権利と女性編纂別添資料アーカイブ

第二節 総合編纂者たる岩崎純一による女性部局の設置

第三節 女性編纂者の製作物・著作物・編纂物の収録方法

第二部 JJCWの資料の執筆・制作及び編集

第一章 JJCWの資料の執筆・制作及び編集の概要

第一節 JJCWの資料の執筆・制作及び編集の概要

第二節 資料リストの作成と公開

第三節 文字数、見出し数、ページ数

第四節 編纂中である資料の見出し

第二章 主要著者、総合編纂者たる岩崎純一の死亡時

第一節 主要著者、総合編纂者たる岩崎純一の死亡を解除

条件とするJJCW全体の編纂の停止

第二節 岩崎の死後の編纂

第三節 奥付の付記

第四節 岩崎純一CMS、女性専用ウェブスペース及び女性

専用施設のシステムの閉鎖

第五節 岩崎の著作権の消滅

第三章 岩崎以外の著作者の死亡時

第一節 岩崎以外の著作者の死亡を解除条件とする当該著

作者の著作物部分の編集の停止

第二節 岩崎以外の著作者の死後の編纂

第三節 岩崎以外の著作者の著作権の消滅

第四章 資料情報（標題、前書き、本文等）の構成

第一節 標準形の資料

第二節 標準形以外の資料

第三節 資料のメタ情報に関する留意事項

第五章 別添資料

- 第一節 別添資料として提供する資料の内訳
- 第二節 無料で提供する別添資料
- 第三節 有料または非公開の（入手に個別の問い合わせを要する）別添資料
- 第六章 著作権の一部を譲渡した資料
- 第一節 著作権の一部を譲渡した資料の内訳
- 第二節 無料の資料
- 第三節 有料の資料
- 第七章 言語資料の編纂方針、書式及び凡例
- 第一節 言語・文字・数体系
- 第二節 文字列の方向（縦書きと横書き）と表記方法
- 第三節 色彩
- 第四節 被利用（引用）著作物の記載
- 第五節 校正記号及び約物等の書式の統一
- 第八章 文化的尺度及び規格
- 第一節 一般国民生活とは異なる言語・文字体系、暦法、度量衡、慣習、住居等によって生活する者（巫女等）との共同編纂作業
- 第二節 言語・文字・数体系
- 第三節 暦法と時刻
- 第四節 度量衡
- 第五節 慣習
- 第六節 住居
- 第九章 既存・既知の諸問題への対処
- 第一節 旧「岩崎純一のウェブサイト」から「アーカイブ・『全集』方式」への移行に伴う本文の注記
- 第二節 矛盾の解消のための最大限の努力
- 第三節 オフィススイート間の仕様の相違に関わる問題
- 第四節 Windows OS における縦書き文書に関わる問題
- 第十章 将来に生ずることが予見または確定されている諸問題への対処
- 第一節 「平成」からの改元への対処
- 第二節 天保暦二〇三三年問題への対処
- 第十一章 活動総年表の編集
- 第一節 編集範囲の制限
- 第二節 事実の列挙（編集著作物としてのみ著作権が発生する記述）の徹底
- 第十二章 女性編纂者個人または女性局、女性部、女性班、女性係による編纂、監修
- 第一節 女性側の権利と女性編纂別添資料アーカイブ
- 第二節 総合編纂者たる岩崎純一による女性部局の設置
- 第三節 女性編纂者の著作物・編纂物の収録方法
- 第三部 JICA及びJICWのリポジトリ化
- 第一章 メタデータやセマンティック情報としてのデータマイニングへのメタ情報の利用
- 第二章 リポジトリの提供

第三章 アーカイブ化、リポジトリ構築の歴史

第一節 二〇〇四年より二〇一五年までの保存方式

第二節 二〇一六年のアーカイブ化の開始

第三節 二〇一七年一月一日以降のアーカイブ方式  
(目録・リポジトリ、十進分類法方式)

第四節 二〇一八年一月一日以降のアーカイブ方式  
(十進分類法、資料情報カード、目録・リポジトリ方式)

リ方式)

第五節 二〇一八年七月一日以降のアーカイブ方式  
(仮オープン、公開テスト)

第六節 二〇一九年一月一日以降のアーカイブ方式  
(拡大十進分類法、『全集』・リポジトリ併用方式)

第四編 「岩崎純一学術研究所」(JIAI)に関する文書の編纂、管理

第五編 「岩崎式十進分類法」(JIDC)に関する文書の編纂、管理

第六編 JICA及びJICWの提供方法

第一部 ウェブサイトにおける刊行の方法

第一章 オープンアクセスまたはクローズドアクセスとしての提供

第二章 PDF形式の採用とEPUB形式の採用の見送り

第三章 改訂・更新時の旧版と新版の入れ替え

第四章 有料化を検討する条件

第二章 閲覧室における開示の方法

第一章 図書、電子図書、または配付資料としての提供

第二章 改訂・更新時の旧版と新版の入れ替え

第三章 書籍、学術誌、論文の出版方法

第一章 刊行者（出版社、大学出版会等）への著作権の一部の譲渡による一般書籍としての出版

第二章 刊行者（出版社等）への著作権の一部の譲渡による電子書籍としての出版

第三章 新版への改訂

第四章 外部リポジトリでの提供

第七編 岩崎純一の外部活動（講義、フィールドワーク等）に関する文書の編纂、管理

第八編 法令に基づく表示

第九編 個別の活動に係る各関係者向けの内部規程または注意・留意・表記事項の策定及びその内容

二〇一二年十月十三日 起筆  
二〇一五年五月十三日 改定  
二〇一六年二月十七日 改定  
二〇一六年二月二十一日 公開  
二〇一七年三月二十六日 改定  
二〇一七年九月二十三日 改定  
二〇一八年四月十五日 改定  
二〇一八年五月十三日 最終改定

## 第一編 資料の編纂方法及び凡例の概要

### 第一部 資料の定義

本巻で述べる「資料」または「情報資料」または「情報資源」とは、序巻から第六巻までに定める JICA 及び JICW に含まれる全ての製作物及び著作物のうち、次のものをいう。

「情報資料」や「情報資源」とは、「資料」について情報科学・情報アーキテクチャの観点から適宜言及する場合の呼称である。

- 岩崎純一の著作物
- 岩崎純一と他の著作者の共同著作物
- 他の著作者の著作物で、JICW への収録を希望するもの

著作物の定義、とりわけ、単に「岩崎純一の著作物」と呼称する場合の定義については、序巻及び第五巻を見よ。

### 第二部 岩崎純一及び JIJI の連絡先、メール等

本巻の内容についてのお問合せは、第二巻に掲載したメールアドレス宛にご送付いただきたい。または、メールフォームも適宜利用されたい。

### 第二編 資料編纂者とその責務及び求められる精神

本巻に定める資料の編纂方法が適用される者は、次の通りである。

- 岩崎純一（総合編纂者、総合監修者）
- 第三巻に定める協力者及び参加者のうち、第二巻に定める JIJI 所員としての編纂・監修者

岩崎純一以外の編纂・監修者も、本巻の編纂方法に従い、別巻に述べる通りの優秀な学識及び高潔な品性の双方をもって編纂・監修に当たれよ。この優秀な学識及び高潔な品性は、派手よりも地味、華美よりも質素を愛する態度に裏打ちされたものでなければならず、その簡素清貧の趣が協力・編纂態度及び編纂物に現れ出るものでなければならぬ。

岩崎及び他の全ての編纂者は、IJCA及びJICWを利用者等に提供するにあたり、その利便性を高め、法的妥当性を研究するため、関係法令及び第五巻の内容との整合性を随時検証しなければならない。

### 第三編 「岩崎純一総合アーカイブ」(IJCA)及び

『岩崎純一全集』(JICW)の制作、編纂、監修

#### 第一部 JICW以外のIJCAの資料の制作及び編集

##### 第一章 JICW以外のIJCAの資料の制作及び編集の概要

###### 第一節 JICW以外のIJCAの資料の制作及び編集の概要

JICW以外のIJCAの資料の制作は、岩崎または他の制作者が自由に行う。

電磁氣的記録として制作する場合は、第七巻を参照せよ。

JICW以外のIJCAの資料の編集は、編集を許可する旨の原作者の意思が岩崎または他の編纂者に対して示されない限り、これを行わない。

第三巻に定める通り、岩崎以外の製作者・著作者の製作物・著作物については、岩崎がその作成に著しく関係した製作物・著作物で

あって、その製作者・著作者がIJCAへの収録を著しく要望したもののみを収録する。

この場合、製作物または著作権が化体したその有体物（物品、芸術作品等）の物権・所有権について、他の製作者・著作者と岩崎との共有、合有、総有の別を適宜記載する。

なお、岩崎または他の編纂者が、JICW以外のIJCAの資料について、紹介・解説文を執筆する等、言語の著作物を制作する必要がある際は、これ以降に述べるJICWの資料の執筆・制作及び編集方法に従うものとする。

編纂者は、新規の製作物・著作物を追加登録するのではなく、IJCA内の既存の製作物・著作物を編纂する場合、編纂前および編纂後の双方の状態を良好かつ適切に保存し、その差分を岩崎に提示しなければならぬ。

###### 第二節 資料リストの作成と公開

JICW以外のIJCAの資料（すなわち、【1系】と、【3系】から【9系】までの製作物・著作物）には、【2系】JICW（とりわけその【1群】第一集）と異なり、それ自体に資料名や制作年月日などのメタ情報を記述・刻印できないもの、また、それ自体をウェブサイトに上で公開することができないものが多い。そのため、これらについては、資料リストを作成し、これにメタ情報を記載し、公開する。メタ情報の記法は、JICWの標準形以外の資料（後述）に準じ

る。

## 第二章 女性編纂者個人または女性局、女性部、女性班、女性係による編纂、監修

### 第一節 女性側の権利と女性編纂別添資料アーカイブ

JCW 以外の JCA の資料の制作者である女性または編纂に関わる女性は、自身の精神、身体、生命の安全を脅かすおそれがあるために全部を公表・開示できない自身の製作物・著作物、編纂資料またはこれらに対して有する物権的請求権、著作権、著作者人格権、肖像権等の取り扱いについて取り決め、総合編纂者たる岩崎純一に提示、要請し、JCA に反映させることができる。

また、これらの資料または権利のうち個人で取り扱うことが困難であるものについては、女性編纂者らが女性著作者らを代表して、それらの取り扱いを協議し取り決めるための女性局、女性部、女性班、女性係を設置し、その協議結果を岩崎純一に提示、要請し、JCA に反映させることができる。

これら女性製作者・著作者・編纂者らの審議の対象となった製作物・著作物・編纂物は、JCA の構成資料でありながら、女性編纂別添資料（略：女性資料）として独立させて扱われ、これらは女性編纂別添資料アーカイブ（略：女性資料アーカイブ）として、仮想的に取りまとめられる。

女性編纂者（特定女性スタッフ）が管理する JCA 内のアーカイブ（女性編纂別添資料アーカイブ）としての女性系、女性群、女性類、女性網等については、序巻を見よ。

### 第二節 総合編纂者たる岩崎純一による女性部局の設置

第二部第十二章に同じ。

### 第三節 女性編纂者の製作物・著作物・編纂物の収録方法

これらの女性編纂者の製作物・著作物・編纂物は、各系に女性編纂別添資料として分類する。

これらのうち女性著作者・編纂者の著作物・編纂物（女性編纂者らが他の女性の著作者から管理を依頼された著作物、及び、女性編纂者ら自身の著作物をいう）は、著作者の女性本人が JCW への収録を強く要望し、その著作権の全部が本人から岩崎に直接譲渡された場合にのみ、【2系】の女性編纂別添資料として、他の系の女性編纂別添資料から編入し、【2系1群0類】においては適当な箇所に、【2系1群】の【0類】以外の各類においては【8目】または【9目】に分類するものとし、さらに、これらは適宜、別添資料から本体資料（本編）へ移動させることもある（後述）。女性の製作物については、所有権等に関する協議の結果により分類する。

また一方、女性編纂者の編纂資料のうち、岩崎の製作物・著作物

のみから成るものも女性編纂別添資料と称するが、これらのうち著作物の編纂資料については、基本的に編纂上の著作権の全部が岩崎に譲渡されるため、【2系】JICWに収録する（後述）。岩崎の製作物については、所有権等に関する協議の結果により分類する。

女性編纂別添資料のうち、女性と岩崎との共同の製作物・著作物は、女性のみによる製作物・著作物と同様に扱う。これらのうち著作物については、当該著作物に関わる全ての女性によって著作権の全部を岩崎に譲渡する旨の意思が書面または電磁的記録により示されない限り、JICWに収録しない（後述）。女性と岩崎との共同の製作物については、所有権等に関する協議の結果により分類する。

## 第二部 JICWの資料の執筆・制作及び編集

### 第一章 JICWの資料の執筆・制作及び編集の概要

#### 第一節 JICWの資料の執筆・制作及び編集の概要

JICWの資料の執筆・制作は、岩崎が自由に行う。但し、岩崎以外の編纂者の便宜を図るため、岩崎自ら、原作の段階より、これ以降本巻中に述べる資料の編纂方法に可能な限り従って制作する。

JICWの一部の言語の著作物、美術の著作物等については、シャープペンシル、ペン、ボールペン、色鉛筆、画材等を用いた自筆による原稿作成、描画を行うことがある。但し、自筆による著作物に

ついても、作成後に電子化をも行って保存することを基本とする。電磁的記録として制作する場合の詳細については、第七巻をも参照せよ。

JICWの資料の編集は、その本文等の著作物部分については、原作者たる岩崎のみがこれを行う。それ以外の部分の編集は、編集を許可する旨の原作者たる岩崎の意思が他の編纂者に対して示された場合に限り、これ以降本巻中に述べる資料の編纂方法に従ってこれを行うことができる。

編纂者は、新規の著作物を追加登録するのではなく、JICW内の既存の著作物を編纂する場合、編纂前および編纂後の双方の状態を良好かつ適切に保存し、その差分を岩崎に提示しなければならない。

#### 第二節 資料リストの作成と公開

JICWの【1群】第一集以外のJICWの資料（著作物）には、【1群】と異なり、それ自体に資料名や制作年月日などのメタ情報を記述・刻印できないもの、また、それ自体をウェブサイトで公開することができないものが含まれる。これらについては、資料リストを作成し、これにメタ情報を記載し、公開する。

#### 第三節 文字数、見出し数、ページ数

二〇一八年七月現在



- ◆ 文字総数 約 4,540,000
  - ※ 実質的内容のみを含み、ウェブページの構造部分（htmlソースなど）は除く。
- ◆ コンテンツ総数 約 4,300
  - ※ ウェブページ、画像、写真、音声、動画など。ただし、当サイトでは紹介のみの扱いである著書、紙媒体などは除く。
- ◆ ウェブページ数 約 1,200
  - ※ html、htm、php、pdf形式のもの。
- ◆ ウェブページ（文書中心）以外のコンテンツ数 約 1,700
  - ※ 画像などを含み、html、htm、php、pdfを除く。
- ◆ 岩崎純一（本サイト運営者・統括者）が制作し、著作権、著作隣接権、著作者人格権の全権を独占（専有）しているコンテンツ数 約 3,600
  - ※ 岩崎と共同制作者や出版社との間に一切の権利の譲渡・共有・分有などが発生していないコンテンツのこと。
- ◆ 共同制作コンテンツ数 約 450
- ◆ 女性運営コンテンツ数 約 350
- ◆ 岩崎以外の制作者のみが制作したか、岩崎が権利の全部または一部を共同制作者や出版社に譲渡したコンテンツ数 約 550
  - ※ 女性専用コンテンツ数を含む。

#### 第四節 編纂中である資料の見出し

編纂中である資料で、IJCW への収録が確実であるか、高い確率で見込まれるものについては、見出しのみを赤字で臨時掲載する。また、編纂中の資料の挿入予定箇所には、次の如く一文を付記する。

「編纂中。収録を待たれよ」

### 第二章 主要著者、総合編纂者たる岩崎純一の死亡時

#### 第一節 主要著者、総合編纂者たる岩崎純一の死亡を解除条件とするIJCW全体の編纂の停止

IJCWの編纂の主体であるIJAI第二局（『岩崎純一全集』編纂局）及びその全ての構成員は、その大部分を執筆、著作、制作する主要著者でありかつその総合編纂者である岩崎純一の死亡を、民法第一二七条第二項の解除条件として、その死亡の瞬間に、岩崎より生前に委譲された、IJCW編纂・監修に係る著作権法上の権利の全部を失うものとし、IJCWの編纂を速やかに停止しなければならない。また、編纂の停止によって、これが完成したものとする。従って、IJCWは、岩崎純一の死亡をもって完結する。

第七巻に述べる岩崎純一CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を利用して遠隔地（女性専用施設等）からIJCWに仮に追加

されたばかりで、未だ動的文書（PHP等により生成されたウェブ上の文書）の状態にあり、正式にJICWに収録されていない他の著作者の著作物は、直ちに静的文書（Wordファイル等）として保存し、正式に収録して差し支えない。

### 第二節 岩崎の死後の編纂

岩崎の死亡についての編纂局構成員による認知が遅滞した場合は、その死亡時刻より認知の日時までに行進した編纂作業は、当該作業に岩崎の意思が関係していない旨の特記を当該編纂部分の全部に付す限り、取り消すことを要しない。

### 第三節 奥付の付記

主要著者、総合編纂者たる岩崎純一の死亡を解除条件とするJICW全体の編纂の停止を行う際には、当該編纂者は、その停止までに、次に掲げる奥付を全巻の末尾に付さなければならない。

岩崎以外の著作者の死亡を解除条件とする当該著作者の著作物部分の編纂の停止を行う際には、依然としてJICWは編纂中であるため、奥付の付記を要しない。

#### 【付記すべき奥付始まり】

『岩崎純一全集』無料オンライン版  
（有料部分は『全集』中に入手法を記載。）  
著者 …… 岩崎純一  
ISSN …… 未登録  
発行者 …… 岩崎純一  
総合編纂者 …… 岩崎純一  
編纂、監修 …… 岩崎純一学術研究所『岩崎純一全集』編纂局  
発行日 …… 〇年〇月〇日（編纂者は、岩崎の死後、本巻に従って行った編纂の最終年月日を記載し、この括弧書きを削除せよ。）  
発行所 …… 岩崎純一学術研究所  
（著者の死後、『全集』編纂局は常置しておりません。ご連絡は研究所宛メールまでお送り下さい。所在地、電話番号等は、無料オンライン版では記載を省略し、著作物使用料等の発生時に遅滞なく提供致します。）  
ウェブサイト …… <https://iwasakijunichi.net/>  
メール宛先 …… [office@iwasakijunichi.net](mailto:office@iwasakijunichi.net)  
定価 …… 〇円（ウェブサイトより無料にて閲覧・ダウンロード・印刷が可能。但し、『全集』中に入手法を記載した有料部分は除く。）  
データ作成 …… 岩崎純一、岩崎純一学術研究所『岩崎純一全集』編纂局

◆ 本集データに落丁・乱丁がある場合は、訂正し再発行するか、正誤表データを発行します。

◆ 本集の著作物は、別巻に定める通りの特記事項の記載が当該著作物の前書きにない限り、日本国の著作権法、ベルヌ条約・TRIPS 協定等の国際条約・法、クリエイティブ・コモンズ 表示・非営利・改変禁止 4.0 国際 ライセンス (CC BY-NC-ND 4.0) 等の下に提供されています。

このほか、詳細は第五巻をご参照下さい。

◆ 本集の著作物の利用についての不明点や、このライセンスで許諾される範囲を超えた利用の可能性については、随時問い合わせ下さい。

◆ 本集を含む岩崎の著作物の使用料が発生する場合は、発行所等の情報（所在地等）を明記した見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等を発行致しております。左記の口座にお振込下さい。

◆ 岩崎に関する講義、ゼミ、特別講座、講演、講話会、学術研究・調査、実験協力等のご依頼は、随時お問い合わせ下さい。

【付記すべき奥付終わり】

#### 第四節 岩崎純一 CMS、女性専用ウェブスペース及び女性専用施設のシステムの閉鎖

第一節から第四節までの全ての作業を終えたことが確認でき次第、編纂に利用した岩崎純一 CMS とその配下に設置された女性専用ウェブスペース、及び、IJCA 全般の閲覧・共用に利用した女性専用施設のシステムは、第二巻及び第三巻に述べる女性編纂者の中から岩崎が生前に指名した担当の女性スタッフが直ちに閉鎖しなければならず、外部の者にこれらのシステムを提供してはならない。

#### 第五節 岩崎の著作権の消滅

岩崎の著作物に係る岩崎の著作権の保護期間は、ベルヌ条約及び日本国の著作権法の規定に従うものとし、第五巻に定めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンス等の任意のライセンスも、この保護期間の終りに消滅するものとする。

#### 第三章 岩崎以外の著作者の死亡時

第一節 岩崎以外の著作者の死亡を解除条件とする当該著作者の著作物部分の編集の停止

IJCW の編纂の主体である IJAI 第二局（『岩崎純一全集』編纂局）の総責任者である岩崎純一及びその他の全ての構成員は、岩崎以外の各著作者の死亡を、民法第一二七条第二項の解除条件として、そ

の死亡の瞬間に、当該著作者より生前に委譲された、当該著作者の著作物の編集及びそのJICWへの収録に係る著作権法上の権利の全部を失うものとし、その編集及びJICWへの追加収録を速やかに停止しなければならない。

## 第二節 岩崎以外の著作者の死後の編纂

当該著作者の死亡についての編纂局構成員による認知が遅滞した場合は、その死亡時刻より認知の日時までに進化した編集・収録作業は、当該著作者がその進行を容認する旨の意思表示を生前にJIAIに対して行っていない限り、取り消さなければならない。

## 第三節 岩崎以外の著作者の著作権の消滅

当該著作者の著作物に係る当該著作者の著作権の保護期間は、ベルヌ条約及び日本の著作権法の規定に従うものとし、第五巻に定めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンス等の任意のライセンスも、この保護期間の終期に消滅するものとする。

## 第四章 資料情報（標題、前書き、本文等）の構成

### 第一節 標準形の資料

JICWの資料の標準形は、次の通りである。資料が標準形を成す場合、各年月日以外の記載は省略される。

#### 標題（情報資源タイトル）

著作者（原作者）：岩崎純一

起筆年月日

擲筆年月日

特定閲覧者への提供年月日

公開（提供・刊行）年月日

加筆・改訂・更新年月日

最終更新年月日

データ・ファイル形式、提供方法：このPDFファイルとして提供  
掲載・配架場所、閲覧可能な場所、提供先（原典、原本、原ファイル、バックアップ保管場所を除く）：JIAIのウェブサイト上のJICW内（旧ウェブサイトでHTMLページとして特設サイトを構成していた資料である場合、ここにその特設サイト名を記載。また、特定女性施設においてのみ閲覧可能であった印刷資料やデータ資料である場合、ここにその旨を記載）

有料・無料の別：無料かつオープンアクセス（OA）

公開者・提供者・刊行者：岩崎純一

著作権者（現時点での知的財産権、著作権の所在情報）：岩崎純一  
が全ての権利を専有

当該著作物のライセンス（日本国の著作権法の規定やベルヌ条約・TRIPS協定の条文以外に適用する利用法）…クリエイティブ・commons表示・非営利・改変禁止 4.0 国際ライセンス (CC BY-NC-ND 4.0)

本文

（本文を別添資料または外部刊行資料として提供する場合、ここに案内の文言を記載）

引用・参考文献（サイト）

## 第二節 標準形以外の資料

前述の IJCW の標準形の資料でない資料については、次の通り、各年月日以外の情報を特記事項として適宜記載する。

### 標題（情報資源タイトル）

（岩崎純一との共同著作物または岩崎以外の著作者の著作物である場合、ここに岩崎以外の著作者の氏名または仮名を記載）

起筆年月日

攔筆年月日

特定閲覧者への提供年月日

公開（提供・刊行）年月日

加筆・改訂・更新年月日

最終更新年月日

（提供方法が、データ・ファイルでなく、刊行物・印刷物等による場合、ここにその旨を記載）

（旧ウェブサイトで HTML ページとして特設サイトを構成していた資料である場合、ここにその特設サイト名を記載。特定女性施設においてのみ閲覧可能であった、または閲覧可能である印刷資料やデータ資料である場合、ここにその旨を記載）

（JAI のウェブサイトのサーバー以外の掲載場所や提供先がある場合、ここにそのサイト名、氏名、団体名等を記載）

（有料であるか、オープンアクセスでない無料配布物である場合、ここにその旨を記載）

（岩崎純一以外の者が公開者・提供者・刊行者である場合、ここにその氏名または団体名を記載）

（岩崎純一以外の者が著作権者である場合、ここにその氏名または団体名を記載）

（ライセンスが CC BY-NC-ND 以外である場合、ここにそのライセンス情報及び利用方法を記載）

本文

（本文を別添資料または外部刊行資料として提供する場合、ここに案内の文言を記載）

引用・参考文献（サイト）

### 第三節 資料のメタ情報に関する留意事項

JICW の各資料のうち、本文以外の情報をメタ情報と称する。メタ情報の理解にあたっては、次の留意事項を参照せよ。

- ある製作物または著作物に複数の製作物または著作物（電磁的記録・ファイルまたは複数の紙媒体・物理的実体）が含まれ、これらが互いに不可分で、全体として一つの製作物または著作物と見なさざるを得ない場合は、当該製作物または著作物の解説にその旨を明示する。
- 別巻に定める通り、岩崎純一以外の著作物の著作物については、岩崎がその作成に著しく関係した著作物であって、その著作者が JICW への収録を著しく要望したもののみを収録する。
- 著作権が化体したその有体物（芸術作品、物品等）の物権・所有権について、他の著作者と岩崎との共有、合有、総有の別を適宜記載する。
- 岩崎への著作物の制作依頼者が著作権使用料を支払ったことなどにより、岩崎がその詳細情報の記載を特別に省略している著作物については、閲覧希望者より問い合わせがあった場合にのみその情報を当該希望者に開示する。
- 起筆年月日は、当該資料につき、文字入力や原稿執筆を開始した年月日を記載する。起筆から擱筆までの加筆・改訂状況は、記載しない。
- 擱筆年月日は、全部の執筆・作成を終えた資料で、起筆からの作業が一連のものとして完結したものである場合にのみ、公開年月日より前に記載する。
- 特定閲覧者への提供年月日は、公開前に特定の閲覧者にのみ資料を提供・開示した場合にのみ記載する。
- 公開年月日は、ウェブサイトにて広く一般に無料公開した場合に記載する。
- 公開する代わりに、特定施設（大学、研究機関、図書室等）における無料配布物や研究所サイト上の有料のデータとして提供された場合は提供年月日、有料の刊行物として提供された場合は刊行年月日などと、適宜表記を変えて記載する。
- 一度擱筆し公開（提供・刊行）した資料について、加筆・改訂の必要が生じた場合は、加筆・更新中の資料としての性質を次の通り明確に記載する。一度目の加筆・改訂については、最終更新年月日として記載する。二度目以降は、その前回までの加筆・改訂を加筆・改訂年月日として残した上で、最終更新年月日を順次記載する。
- 但し、加筆・改訂・更新年月日及び最終更新年月日は、新規の内容の追加、本文等の実質的な内容の更新を行った場合にのみ記載し、誤字・脱字の訂正やレイアウトの軽微な変更等のみを行う

た場合は記載しない。

- 論文、研究報告書、学術資料、エッセイ、記録、小論、その他の完結した文章については、次の年月日を記す。形式は、書籍、出版物、刊行物、ウェブページ（HTML）、ブログ、プリント資料、その他の図書などの違いを問わない。

※ 起筆

※ 擱筆

※ 公開

- ウェブページのうち、定期的に更新することをその性質としているもの（日程、挨拶文、紹介文、広報など）については、次の年月日を記す。

※ 起筆

※ 公開

※ 最終更新

- 但し、初回の擱筆年月日が最終更新年月日であるウェブページ（公開してから一度も更新がない、または更新する性質を持たないウェブページ）については、公開年月日の前に擱筆年月日として記す。

- 起筆、擱筆、公開（最終更新）年月日の一部が同じであるか、全てが同じである場合、随時まとめて記す。

- 右以外の行為については、随時その名称を記す。（取材、発言、録音、録画、撮影など。）

- 年月日が入れ子状になっている場合は、より下層に記載された

年月日が優先され、記載がない場合は一つ上の階層の年月日が適用される。

【例】

巻

年月日の記載なし

編

年月日の記載あり（一）

部

年月日の記載あり（二）

章

年月日の記載なし（二を適用）

章

年月日の記載あり（三）

部

年月日の記載なし（一を適用）

章

年月日の記載あり（四）

章

年月日の記載なし（一を適用）

部

年月日の記載なし（二を適用）

編

年月日の記載あり（五）

- データ・ファイル形式、出版方法について特記がある場合は、主に最終的な公開・提供用の複製物の（著作物の原物以外の）ファイル形式を示す。実体がテキストファイル形式等である原テキストデータ（Microsoft Word & Excel、メモ帳等の一般的なアプリケーションソフトで表示や編集が可能なもの）等、著作物の原物の入手や保管状況の照会については、随時間い合わせが必要である。

- 本アーカイブ（メタ情報目録、リポジトリ）に掲載した著作物の電磁的記録の全てのバックアップデータは、岩崎が所持する。本文・本体以外の付帯著作物（画像等）は、本文中に掲載することをもってその存在を明確にするが、本文内に収録できないファイル形式であるなど、特記の必要がある場合、前書きに記載する。

- 写真などの写実的な付帯著作物についても、電磁的記録である場合は「画像」と表記することがある。

- 岩崎が流通に関与しない刊行物・書籍等については、入手・利用の便宜を図るため、それらの方法を可能な限り、掲載・配架場所、閲覧可能な場所、提供先の項目に記載する。

- 著作物の掲載場所、提供先として、公的機関（国家機関、自治体、政府系特殊法人）や企業等、他の機関名の特記がある場合は、当該著作物を有償または無償で提供した特別の機関を指す。

- 著作権者の項目において、「岩崎純一が全ての権利を専有」するとは、各自の著作物でない引用著作物部分を除き、次の通り、権利を専有することを意味し、結果として、著作権法第二十一条から第二十八条に定められる全ての著作権を排他的に独占することを示す。但し、第三十条以降に定められる著作権の制限を遵守した利用については、当然いかなる利用者にも認められる。

※ 著作者が岩崎純一である場合、著作権、著作隣接権、著作人格権の全部を専有することを示す。

※ 著作者が岩崎純一以外である場合、その著作者が岩崎に対し権利譲渡の意思を文書（電磁的記録を含む）で表明し、その権利譲渡が完了したことにより、岩崎が全ての権利を専有することを示す。この場合、岩崎以外の全ての著作物が、各自の著作物でない引用著作物部分を除く著作物の内容の全部について、著作権法第六十一条に基づき、同法第二十七条及び第二十八条の権利を含む著作権の全部を岩崎に譲渡したことをも示し、また著作権の全部が岩崎に譲渡されていない著作物については、元より IJCV に収録しない。

- 当該著作物のライセンス（日本国の著作権法の規定やベルヌ条約・TRIPS 協定の条文以外に適用する利用法）が何ら記載されていない場合、利用者は、全ての著作者の著作人格権を侵害しない限り、次のライセンスで当該著作物を無断で使用することができる。



※ クリエイティブ・コモンズ 表示・非営利・改変禁止 4.0  
国際 ライセンス (CC BY-NC-ND 4.0)  
利用にあたってこのライセンスが適用されず、著作者または著作権者またはその両者への問い合わせが必要である場合は、適宜その旨を明記する。

● クリエイティブ・コモンズ及びクリエイティブ・コモンズ・ジヤパン（活動母体・特定非営利活動法人 コモンズフィア）は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CC) について、一度これを著作物に付した場合は取消や変更ができない旨を規約に定めている。一方で、このことは、一度流通し利用された著作物のライセンスの取消や変更を行って利用者のライセンス違反を事後に追求することができないとの意味であって、著作物の公開の取りやめ、CCを付した著作物の著作者自身による改変、一つの著作物への二つ以上のCCの付与、CCを付した著作物の著作者自身による販売、著作隣接権を譲渡した著作物への事後のCCの付与等は常時認められるとの見解を示している。

● これを踏まえ、岩崎及び IJAI は、IJCA 及び IJCW についても、次の通りの方針を表明する。

※ 著作物の内容を更新した場合、CCを変更することがあるが、更新前の著作物の内容については、変更前の CC に基づいて利用することができるものとする。

※ 変更後に認められなくなった CC の権利で変更前に認められていたものは、更新前の著作物の内容に限りそのまま

適用され、利用者はこれに基づいて著作物を利用できるものとする。

● 引用著作物には、インターネット上の画像ジェネレーター（既成の背景画像などに文字を入力するもの）などで作成した著作物も含まれる。既製部分については、岩崎が著作権を有さず、原作者などが著作権を有するか、またはパブリックドメインである。

● 前述において、「全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り」、規定の CC ライセンスで当該著作物を無断で使用することができるとは、岩崎は無論のことながら、岩崎以外の著作者についても特記したものであって、かつ著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）の一身専属権としての性質は、当然全ての著作者に適用される。

● 岩崎純一 CMS を利用して IJCA・IJCW に追加された岩崎純一以外の者による著述内容は、著作物となり得ないもの（創作性が認められない事実の列挙等であるもの）については、岩崎がこれに係る全ての権利を専有する場合が多いが、創作性のある他作または共作の著作物については、著作権情報を随時掲載する。

## 第五章 別添資料

### 第一節 別添資料として提供する資料の内訳

「別添資料」と称する資料は、著作権の全部を岩崎が有する資料で

あり、次のもので構成される。

- 無料で公開しており、JICW 本体の一部であるものの、JICW 本体ファイルとの書式の違い等の理由により本体ファイルへの統合が困難であるため、別掲している資料
- JICW に収録する予定であるが、現時点では本体から分離して提供される有料の資料、または、非公開の（入手に個別の問い合わせを要する）資料

これらは、それぞれ次のように取り扱う。

### 第二節 無料で提供する別添資料

前掲の無料の別添資料は、JICW 本体に分かりやすく付帯させて、その全部を公開する。

本体側における当該別添資料の本来の挿入箇所には、次の如く一文を付記する。

「別添資料を見よ」

第三節 有料または非公開の（入手に個別の問い合わせを要する）別添資料

前掲の有料の、または問い合わせを要する別添資料は、岩崎が問い合わせを受けたのち、その閲覧目的の妥当性を確認し、資料ごとに有料または無料で提供する。

JICW 本体側における当該別添資料の本来の挿入箇所には、次の如く一文を付記する。

「閲覧希望者は個別に岩崎まで問い合わせよ」

### 第六章 著作権の一部を譲渡した資料

#### 第一節 著作権の一部を譲渡した資料の内訳

出版権等の著作権の一部を刊行者に譲渡した資料は、主に第六編第三部及び第四部で述べる通り提供するものであり、次のもので構成される。

- 無料の学術誌・学会誌やオープンアクセス論文等
- 有料の書籍・学術誌等

これらは、それぞれ次のように取り扱う。

#### 第二節 無料の資料

前掲の無料の資料（主に第六編第三部及び第四部で述べる通り提供するもの）については、刊行者との契約内容により、JICW 本体に全部または一部を掲載することがある。

掲載しない場合は、本体側における当該資料の本来の挿入箇所には、当該資料を閲覧できる書名・誌名や目次等のメタ情報を掲載する。

但し、限られた部数の刊行物または配布物、及び、限られた会員等への刊行物または配布物のうち会員等以外の利用者等への提供が可能となったものについては、在庫がある限り、岩崎への直接の入手申請によって入手し、同様に利用することができるため、次の如く一文を付記する。

「入手希望者は個別に岩崎まで問い合わせよ」

### 第二節 有料の資料

前掲の有料の資料（主に第六編第三部及び第四部で述べる通り提供するもの）については、JICW 本体に当該資料を閲覧できる書名・誌名や目次等のメタ情報のみを掲載する。

但し、入手に個別の問い合わせが必要である場合、次の如く一文を付記する。

「入手希望者は個別に岩崎まで問い合わせよ」

## 第七章 言語資料の編纂方針、書式及び凡例

### 第一節 言語・文字・数体系

JICW の言語の著作物は、日本国の東京方言を中心とする標準平均的な日本語、及びその新字体漢字、現代仮名遣い、十進法とこれに対応する数字（アラビア数字、ローマ数字、漢数字等）をもってこれを執筆・作成する。

但し、歴史学や言語学上の解説や文芸作品の執筆等、外国語や方言、または正字体漢字、歴史的仮名遣い、その他の異体字による表記を意図して使用する場合は、この限りでない。

なお、書体については、JICW への収録時には必ず楷書体に統一するものとし、草書体や行書体で執筆・作成した場合、楷書体でデータを入力する。

### 第二節 文字列の方向（縦書きと横書き）と表記方法

文字列の方向（縦書きと横書き）とこれに基づく表記方法については、次の通り定める。

● 文字列の方向は、次の通り巻ごとに変えるものとする。

但し、巻中の表や引用部分においては、随時縦書きと横書きを

混用することがある。

※ 総記十卷：縦書き（但し、コンピューター関連内容のみ横書き）

※ 人文科学（一）十卷：縦書き

※ 人文科学（二）十卷：縦書き

※ 社会科学（一）十卷：縦書き

※ 社会科学（二）十卷：縦書き

※ 科学技術・産業（一）十卷：横書き

※ 科学技術・産業（二）十卷：横書き

※ 芸術・文化・言語・文学（一）十卷：縦書き

※ 芸術・文化・言語・文学（二）十卷：縦書き

※ 芸術・文化・言語・文学（三）十卷：縦書き

● 数字については、次の通り定める。

※ 縦書きの文中の数字：漢数字

※ 横書きの文中の数字：アラビア数字、ローマ数字等

※ 人数、年齢、物品等の数や序数は、縦書きの場合、桁数通りの「二八名」、「三〇代」、「五二個」等ではなく、日本語読みで「二十八名」、「三十代」、「五十二個」等と表記する。横書きの場合、「28名」、「30代」、「52個」等と桁数通りに表記する。

但し、縦書きであっても桁数が多い場合、「六三八名」、「二四九五個」等と桁数通りに表記することがある。また、「七

十%」、「七〇%」、「70%」や「百八十度」、「二八〇度」、「180度」のように、当該箇所の周辺の記法や文脈に合わせて記法を変えている場合もある。

※ 和暦は、縦書きの場合、桁数通りの「平成二九年」ではなく、日本語読みで「平成二十九年」と表記する。横書きの場合、「平成29年」等と桁数通りに表記する。

※ 西暦は、縦書きの場合でも、日本語読みの「二千二十五年」ではなく、桁数通りに「二〇二五年」と表記する。横書きの場合も、桁数通りに「2025年」と表記する。

西暦でない年数は、縦書き・横書きの場合共に、「一千三百年間」、「一三〇〇(1300)年間」、「二千五百年後」、「二五〇〇(2500)年後」、「五十五年目」、「五五(55)年目」のように、当該箇所の周辺の記法や文脈に合わせて記法を変えて表記する。

● 縦中横(横倒しの文字の正立化)の適用については、一文字の単語である場合は基本的に行い、二文字の単語である場合は文意により行うことがあり、三文字以上の単語である場合はあまり行わない。

【例】

A ↑ A … 文意・文脈にもよるが、基本的には縦中横を適用する。

AA ↑ AA … 縦中横を適用することがある。

AAA ↑ AAA : 縦中横をあまり適用しない。

### 第三節 色彩

JCW のあらゆるページの本文及び背景の色彩は、本文の文字を黒、背景を白とし、全体としてモノクロ（白黒）を基調とする質素、単調なものであって、総合編纂者たる岩崎純一がその全容について簡素清貧を感じさせるものと認めるものでなければならぬ。

色彩表現それ自体を必要とする画像、写真またはページについては、この限りでないが、周囲の簡素清貧の風を乱すものであってはならない。

### 第四節 被利用（引用）著作物の記載

被利用著作物の記載については、次の留意事項のほか、序巻の第三次区分の解説を参照せよ。

- JCW の第三次区分における「利用」とは、文中での紹介や解説、または、著作権法に定められる「引用」である。
- 主に「引用」の形で利用されるものは、【1 枠】、【4 枠】、【6 枠】、【7 枠】の静止画、【8 枠】、【9 枠】の文字列などである。
- その利用が言語の著作物の引用である場合は、引用した側の著作物（主に第一集）に引用されたその著作物の当該引用部分に注

または脚注を付し、注の場合は引用した側の著作物の末尾に、脚注の場合は引用した側の著作物内の当該引用部分のあるページの末尾に、その引用部分のメタ情報を記載する。また、これらの引用部分を有する引用された著作物は、引用文献として参考文献の一部に位置付け、可能な限り、引用・参考文献内として末尾に再記載する。

- その利用が言語の著作物の参考である場合は、参考した側の著作物（主に第一集）の最後に、参考された文献を参考文献として、そのメタ情報を記載する。

- その利用が画像等の引用である場合は、原則として、引用した側の著作物に引用されたその画像等の横や下に、その画像等のメタ情報を記載し、画像等の名称部分を二重山括弧 ≪ ≫ で括る。

- 岩崎自身の著作物を利用する場合は、メタ情報を付さないことがある。

- 日本語文献の名称は二重鉤括弧『』で括る。

- 外国語文献の名称は斜体（イタリック体）で表記する。

- JCA において、『全集』以外のものが全て『全集』に「利用したもの」と位置付けられているのは、このアーカイブが【2系】『全集』第一集中心主義（とりわけ【2系1枠】中心主義）を採っているからであり、実際にアーカイブに含まれる岩崎純一及び他の者による全ての製作物及び著作物は、第一集で紹介、解説、引用するものとする。

## 第五節 校正記号及び約物等の書式の統一

著者・総合編纂者である岩崎と他の編纂者との間で、または、他の著者と岩崎を含む編纂者との間で、校正作業を行う必要のあるときは、用いる校正記号は、日本工業規格が定める記号及び出版社・刊行者が一般に用いる記号を用いるものとする。

以下、編纂者が従うことが望ましい校正ルールを列挙する。可能な限り、書式をそれぞれ【○】に統一すべきである。但し、著作物の内容如何により、例外的にこれらに従わない場合が生じることは差し支えない。

● 段落冒頭のカギ括弧は、一マス下げない。

【△（例外の形）】□「あいうえお」

【○（望ましい）】「あいうえお」

● カギ括弧内の最終文の句点は打たない。

【△】「あいうえお。かきくけこ。」

【○】「あいうえお。かきくけこ」

● 脚注や注を挿入する場合、本文側の数字は次の通り記載する。

※ 直前の段落全部または複数の文に関わる脚注または注である場合、句点の外側（後ろ側）に記載する。

【○】「あいうえお。かきくけこ。――」

※ 直前の一文または語句に関わる脚注または注である場合、句読点の内側（前側）に記載する。

【○】「あいうえお。かきくけこ」。

## 第八章 文化的尺度及び規格

第一節 一般国民生活とは異なる言語・文字体系、暦法、度量衡、慣習、住居等によって生活する者（巫女等）との共同編纂作業

JICW の編纂者には、一般国民生活とは異なる文化的尺度及び規格によって生活する巫女等が含まれるが、現代の日本の大多数を占める一般の読者・利用者の便宜を図るため、岩崎が当該巫女等の編纂者に求める留意事項を本章に記載する。

但し、岩崎との私的な文書の送受、及び、編纂過程において生ずる岩崎との文書（利用者の閲覧に供さないもの）の送受においては、これらの留意事項を必ずしも適用することを要さず、当該巫女等の文化的尺度及び規格（古語や旧暦）による文書の送受を行って差し支えない。

## 第二節 言語・文字・数体系

現在の文化庁や日本工業規格が定める言語・文字・数体系以外の言語・文字・数体系（古語、御所言葉、巫女言葉等または正字体漢字、歴史的仮名遣い等）を用いて生活する JICW の編纂者は、総記

の各巻に定める範囲を逸脱してその伝統的書式・慣習をJICWに反映させようと意図する場合、総合編纂者たる岩崎純一に諮ってその許可を得なければならない。

### 第三節 暦法と時刻

現行の標準の太陽暦としてのグレゴリオ暦以外の暦法、または、国立研究開発法人情報通信研究機構が協定世界時（UTC）を九時間進めた時刻（UTC+9）として定める日本標準時以外の標準時を用いて生活するJICWの編纂者は、総記の各巻に定める範囲を逸脱してその伝統的暦法をJICWに反映させようと意図する場合、総合編纂者たる岩崎純一に諮ってその許可を得なければならない。そのほか、暦法と時刻についての特記事項を次に掲げる。

- 異なる暦法や標準時の混在に当たらない表現の混在は、これを認め、特に修正や統一を必要としない。
- 十二時制と二十四時制の混在（「午後三時」と「十五時」等）  
但し、一つの表記法が複数の時刻を表す場合については、次の通り表記し、時刻を一意的に表現する。
  - ※ 一日の開始時刻：「正子」または「午前零（〇）時」または「零（〇）時」と表記し、「午前十二時」や「午後十二時」とは表記しない。
  - ※ 正子の十分後の時刻：「午前零（〇）時十分」または「零（〇）

時十分」と表記し、「午前十二時十分」とは表記しない。

- ※ 正子から十二時間後の時刻：「正午」または「午後零（〇）時」または「十二時」と表記し、「午前十二時」や「午後十二時」とは表記しない。

- ※ 正午の十分後の時刻：「午後零（〇）時十分」または「十二時十分」と表記し、「午後十二時十分」とは表記しない。

- ※ 以上により、『全集』において、例えば「九時四十五分」とある場合は、午前のそれであり、二十一時四十五分を指すことはないものとする。

### 【JICW編纂者（巫女等）が生活に用いている暦法の一覧】

日常生活

太陰太陽暦

天保暦

岩崎との和歌の交換、歌合・歌会

宣明暦、貞享暦、宝暦暦、寛政暦、天保暦

JICWへの協力・参加と編纂作業

太陽暦

グレゴリオ暦

### 第四節 度量衡

メートル法及び国際単位系（SI）以外の度量衡（尺貫法等）を用

いて生活する JICW の編纂者は、総記の各巻に定める範囲を逸脱してその伝統的度量衡を JICW に反映させようと意図する場合、総合編纂者たる岩崎純一に諮ってその許可を得なければならぬ。

### 第五節 慣習

そのほか、一般国民生活とは異なる慣習によって生活する JICW の編纂者は、総記の各巻に定める範囲を逸脱してその伝統的慣習を JICW に反映させようと意図する場合、総合編纂者たる岩崎純一に諮ってその許可を得なければならぬ。

### 第六節 住居

現在広く普及している光回線等の高速インターネット回線を敷設できない建築学上の構造または建築芸術上の価値を有する家屋・建造物に居住するために、総合編纂者たる岩崎純一との間にネットワークを構築することが困難である JICW の編纂者は、その協力方法について個別に岩崎まで問い合わせることができる。

## 第九章 既存・既知の諸問題への対処

### 第一節 旧「岩崎純一のウェブサイト」から「アーカイブ」

『全集』方式」への移行に伴う本文の注記

旧サイトやブログの運営時期に執筆した本文中において、「このサイトの〇〇のページでも述べているが」、「〇年〇月〇日のブログにも書いたが」などと、旧サイトやブログに言及した箇所は、「このサイトの〇〇のページ（現在は第〇巻）でも述べているが」、「〇年〇月〇日のブログ（現在は第〇巻）にも書いたが」などと、現『全集』における収録箇所を記載する。

### 第二節 矛盾の解消のための最大限の努力

JICA・JICW は、これらが含む製作物・著作物の膨大さや多種多様さのために、分類上の矛盾点を皆無にすることは困難である。但し、編纂者は、その矛盾点の解消のため、最大限の努力を惜しむべきでない。

### 第三節 オフィススイート間の仕様の相違に関する問題

第七巻で述べる通り、JICW の編纂には次のオフィススイートを  
使用している。

- Microsoft Office
- Apache OpenOffice
- LibreOffice



これらは、その使用法のみならず、ソフトウェアとしての仕様において、大きな相違がある。

但し、各編纂者が JICW の各担当箇所（ファイル）を各自のクライアントパソコンで編纂するにあたっては、これらのうちのオフイススイートを使用し、どのファイル形式で保存しても差し支えない。また、総合編纂者である岩崎に提出する際も、どのファイル形式であっても差し支えない。

しかし、これらのファイルを最終的にウェブサイトで提供するにあたっては、日本の一般閲覧者（オフイススイートユーザー）が使用するオフイススイートの九十五%以上が Microsoft Office であることに鑑み、レイアウトが固定的である PDF 形式で提供する際にも、万が一のレイアウトの崩れや文字化け等を防止するため、岩崎が一度 Microsoft Office 形式（docx、xlsx、pptx 等）に変換し、これらから直接 PDF に変換したものを提供するものとする。

#### 第四節 Windows OS における縦書き文書に関わる問題

二〇一八年五月以降、次の不具合が確認されており、JICW の縦書き巻の編纂にも影響が出ている。現在、Microsoft 社、ジャストシステム社の双方が対応にあたっている模様。JICW の編纂においては、当該文字について、対策がなされるまで可能な限り Microsoft IME を使用するか、半角文字のハイフン「-」等を使用するか、ある

いは、対策の経緯に関係なく半角文字に入れ替える。

●【現象】 Windows 10 の大型アップデート「April 2018 Update (1803)」を適用した Windows マシンにおいて、いくつかの文書ソフトで縦書き文書を作成した場合、約物（「」、…等）の全部または一部が横書き表示される。

#### 【確認された現象例】

※ ジャストシステム社の「一太郎」で作成した縦書き文書において、ほとんどの場合で、全角の「―」、「…」等が横書き表示となる（縦書き用に九十度回転しない）。また、「↑」「↓」についても、それぞれ縦書き用に九十度回転しない。

※ Microsoft 社の「Word」で作成した縦書き文書においても、同様の現象が生じることがあるが、同一文書内においても約物により異なる。そのほとんどは、Word のバージョンが 2010 以前であるか、インプットメソッドが Microsoft IME ではなく ATOK であるか、全角文字である場合に生じる。

※ 印刷時や PDF 出力時には、多くの場合、正常に（九十度回転して）印刷・出力される。

※（二〇一八年八月六日追記）  
インプットメソッドが Microsoft IME であっても同様の現象が生じる場合があることを確認。

第十章 将来に生じることが予見または確定されている諸問

## 題への対処

### 第一節 「平成」からの改元への対処

岩崎またはJICW編纂者が主催する和歌関連活動、巫女との共同活動等の予定のうち、天皇の退位等に関する皇室典範特例法及び同施行令に基づく「平成」からの改元後は新元号で表記されるべき「平成三十一年五月一日」以降の日に実施されるものと予定され、実際に「平成」の元号で表記していたものについては、新元号が決定し次第、表記をこれに置き換えるものとする。

### 第二節 天保暦二〇三三年問題への対処

岩崎の和歌関連活動、巫女との共同活動及びJICWの編纂に関わる天保暦生活者に天保暦二〇三三年問題として認知されている問題については、岩崎側からは次の通り対応する。

- 西暦二〇三三年秋から二〇三四年春にかけて、太陽太陰暦たる天保暦によって一部の和歌を岩崎と詠み合うことが、その太陽太陰暦の理論的必然性によって困難となる問題をめぐっては、この時期の一部の季節・自然風物を詠むことを回避し、直前の二〇三二年または直後の二〇三五年の暦に従って詠み合うことが提案されており、引き続き協議を行う。

- 一部の天保暦生活者（家系、巫女集団）において予告されてい

る通り、その生活や祭祀・儀式において天保暦が廃止され、代わって新暦が採用される可能性があるが、この場合であっても、それまで旧暦に従って岩崎が巫女等と交わした和歌は、原作のままJICWに収録し、新暦に従って時節等の修正を行わないものとする。

- 西暦二〇三三年秋から二〇三四年春にかけて、巫女等がその伝統的祭祀・儀式などの報告を、太陽暦に基づいて生活する岩崎に對して行うこと等が、同じく天保暦の理論的必然性によって困難となる問題をめぐっては、第一に、当該巫女が、自身の属する家系・一族の一員としてではなく、巫女個人としての自由意思に従って岩崎と議論しているこれまでの内容については、専ら当該巫女と岩崎の間でのみ、円滑な議論を継続するための協議を行う。但し第二に、当該巫女が属する家系・一族が伝承する価値ある祭祀・儀式等に関わる問題については、JICW編纂者たる岩崎及び巫女等は、その当主の暦法に対する見解を待ち、これを尊重し、借用・引用するのみであり、その価値判断は巫女等と岩崎との共同活動とは無関係で、これらは相互に独立したものであると見なす。

## 第十一章 活動総年表の編集

### 第一節 編集範囲の制限

岩崎以外の編纂者は、岩崎の対外的学術活動及び当該編纂者らとの交流が開始される二〇〇四年よりも前（二〇〇三年以前）の年表（岩崎のみが唯一作成しうるもの）を編集してはならない。

## 第二節 事実の列挙（編集著作物としてのみ著作権が発生する記述）の徹底

活動総年表は、事実の列挙であって（創作性がなく）、各事実の記述自体には著作物たる性質が認められず、全体として編集著作物であるがゆえに初めて著作権が発生しているものと見なされる記述によらなければならない。

また、「岩崎純一氏の講演会〇〇では、百名もの聴衆が大いに耳を傾け、感動のあまり涙する者もあった」といった表現を使用してはならず、「岩崎純一の講演会〇〇では、百名の聴講者が出席した」と記述しなければならない。人心を憶測して文学性を加味したり、個人の歴史を他意によって脚色したりしてはならない。

但し、岩崎が表明している岩崎自身の心身の事情については、記載してよい。「この時期、勉強会の連続で疲労した」などの表現がこれに当たる。

## 第十二章 女性編纂者個人または女性局、女性部、女性班、女性係による編纂、監修

### 第一節 女性側の権利と女性編纂別添資料アーカイブ

IJCW の資料の執筆・制作者である女性または編纂に関わる女性には、自身の精神、身体、生命の安全を脅かすおそれがあるために全部を公表・開示できない自身の著作物、編纂資料またはこれらに対して有する著作権、著作者人格権、肖像権等の取り扱いについて取り決め、総合編纂者たる岩崎純一に提示、要請し、IJCW に反映させることができる。

また、これらの資料または権利のうち個人で取り扱うことが困難であるものについては、女性編纂者らが女性著作者らを代表して、それらの取り扱いを協議し取り決めるための女性局、女性部、女性班、女性係を設置し、その協議結果を岩崎純一に提示、要請し、IJCW に反映させることができる。

これら女性著作者・編纂者らの審議の対象となった著作物・編纂物は、IJCA の構成資料でありながら、女性編纂別添資料（略：女性資料）として独立させて扱われ、これらは前述の女性編纂別添資料アーカイブ（略：女性資料アーカイブ）の一部として、仮想的に取りまとめられる。

序巻にも述べる通り、IJCW への収録を当該著作物の全ての著作者が要望し、譲渡可能な権利（著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として特掲されていないときに留保されたものと推定されることが規定されている同法第二十七条又は第二十八条に規定される権利を含む）の全部について、本人から岩崎への譲渡が完了した

もののみを、IJCWに収録する。

女性編纂者（特定女性スタッフ）が管理するIJCA内のアーカイブ（女性編纂別添資料アーカイブ）としての女性系、女性群、女性類、女性綱等については、序巻を見よ。

## 第二節 総合編纂者たる岩崎純一による女性部局の設置

総合編纂者たる岩崎純一の主導で前節の各女性部局を設置する場合は、概ね次の通りの判断に基づき、設置する。

● IJCA及びIJCWの総合編纂者たる岩崎純一は、これらの編纂に関わる女性あるいはこれらに製作物・著作物を提供する女性の生活とその周辺の地域社会の安定、及び、その女性が犯罪等の被害者である場合の加害者への厳正な法的対応等の公共上の見地から、近い将来にIJCA及びIJCWに、有料で提供する著作物として、または、閲覧にあたり問い合わせが必要な著作物として収録され、確実に他の一般の女性利用者に提供されることが必要なものであって、総合編纂者たる岩崎のみが自ら主体となつて直接に編集する必要のないものうち、女性の主体のみにゆだねた場合には必ずしも適切に編集されず一般女性の閲覧に供されないおそれがあるものと岩崎が認めるものを効率的かつ効果的に編集させることを目的として、前掲の女性部局を設置する。

その著作物の編集と提供の停滞が直ちに当該女性の生活とその周辺の地域社会の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすか、またはその編集と提供における学術性、中立性及び公正性を特に確保する必要がある場合は、岩崎が女性部局の編集作業を著しく主導することがある。

女性部局を構成する女性編纂者は、その取り扱う著作物が当該女性の生活とその周辺の地域社会の安定、及び、当該女性が犯罪等の被害者である場合の加害者への厳正な法的対応等の公共上の見地から著しく重要であることに鑑み、適正かつ効率的にその編集と提供を行うよう努めなければならない。

## 第三節 女性編纂者の著作物・編纂物の収録方法

これらの女性著作者・編纂者の著作物・編纂物（女性編纂者らからの女性の著作者から管理を依頼された著作物、及び、女性編纂者ら自身の著作物をいう）は、著作者の女性本人がIJCWへの収録を強く要望し、その著作権の全部が本人から岩崎に直接譲渡された場合にのみ、【2系】の女性編纂別添資料として、他の系の女性編纂別添資料から編入し、【2系1群0類】においては適当な箇所に、【2系1群】の【0類】以外の各類においては【8目】または【9目】に分類するものとし、さらに、これらは適宜、別添資料から本体資料（本編）へ移動させることもある。

また一方、女性編纂者の編纂資料のうち、岩崎の著作物のみから

成るものも女性編纂別添資料と称するが、これらについては、基本的に編纂上の著作権の全部が岩崎に譲渡されるため、【2系】JICWに収録する。

女性編纂別添資料のうち、女性と岩崎との共同の著作物は、女性のみによる著作物と同様に扱う。これらについては、当該著作物に關わる全ての女性によって著作権の全部を岩崎に譲渡する旨の意思が書面または電磁的記録により示されない限り、JICWに収録しない。

### 第三部 JICA及びJICWのリポジトリ化

#### 第一章 メタデータやセマンティック情報としてのデータマ イニングへのメタ情報の利用

JICA及びJICWは、第七巻で述べる通り、岩崎純一を中心に構築されたシステム及びネットワークにおいて編纂・管理し、これらの資料のメタ情報は、メタデータやセマンティック情報としてデータマイニングに活用できることを目指し、データディクショナリとして編集・整理するものとする。

#### 第二章 リポジトリの提供

JICA及びJICWのメタ情報及び本文の集合体（の貯蔵庫）であ

るリポジトリは、後述の通り、JIAIのウェブサイト及び提携・協力関係にある女性専用施設の閲覧室にて提供する。

JIAIのウェブサイト及びこれに付帯する各ネットワークの端末自体が、岩崎純一の多くの著作物の公開・提供場所であり、アーカイブ、リポジトリとして機能している。但し、一部の著作物は外部サイトにて公開されているほか、非公開（条件を満たした特定の研究者などにのみ提供）としている著作物もあり、当該著作物の欄にその旨を随時記載する。

### 第三章 アーカイブ化、リポジトリ構築の歴史

#### 第一節 二〇〇四年より二〇一五年までの保存方式

この時期においては、のちにJICA及びJICWに収録されることになる製作物・著作物について、それぞれ別個に、または統一されていない方法により保管・保存し、「岩崎純一のウェブサイト」に順次掲載するのみで、アーカイブ化、リポジトリ構築は行っていない。また、この期間、数々のサークルが岩崎及びこのメインサイトを

通じて誕生し運営されたが、各サークルに対応する特設サイトは、メインサイト（岩崎の全般的紹介）の配下に不統一な方法で次々と配置されるのみであった。

## 第二節 二〇一六年のアーカイブ化の開始

二〇一六年に入り、岩崎自身、及び、「岩崎純一さんのお話を聴く会」、「続 岩崎純一さんに会いたい会」、「岩崎純一さんとの合同勉強会」の三つの女性サークルの提案により、岩崎純一の全著作物を中心とするアーカイブ化の試みを開始した。

二〇一六年十一月十九日に岩崎純一研究会が岩崎純一学術研究所に発展的に移行し（研究会は、ほぼ研究所の女性部局となった）、研究所のサイトを公開し、アーカイブ（目録・リポジトリ）方式での著作物の提供に備えた。

## 第三節 二〇一七年一月一日以降のアーカイブ方式

（目録・リポジトリ、十進分類法方式）

二〇一七年元日に、岩崎純一総合アーカイブ（著作物・私蔵貴重書目録及びリポジトリ、IWASAKI JUNICHI COMPREHENSIVE ARCHIVE、略：IJCA）を公開した。アーカイブ化の試みをメインサイトに反映したものである。

但し、日本十進分類法（NDC）に基づくIJCAよりも、メインサイトに各分野の特設サイトが付属する「活動分野別の特設サイト」方式がなお優先され、IJCAはバックグラウンドにて稼働した。

## 第四節 二〇一八年一月一日以降のアーカイブ方式

（十進分類法、資料情報カード、目録・リポジトリ方式）

二〇一八年元日より、従来の「活動分野別の特設サイト」方式から「著作物アーカイブ」方式へと移行した。特設サイトも残したが、特設サイト方式よりもIJCA方式を優先的に稼働させることとなった。ブログは廃止し、その全ての内容をアーカイブへ統合した。

日本十進分類法（NDC）に加え、「資料情報カード」によるメタ情報管理を採用した。

## 第五節 二〇一八年七月一日以降のアーカイブ方式

（仮オープン、公開テスト）

二〇一九年元日より正式に公開する岩崎純一学術研究所（JIAI）のサイト、及び、新IJCA・IJCW方式のリポジトリを臨時公開した。このときをもって、本メインサイトの名称は、「岩崎純一のウェブサイト」から「岩崎純一学術研究所」となった。簡易ながら、旧方式からの移管を終えた新方式の著作物が、順次公開された。

二〇一八年一月一日からの半年の方式に加え、著作物の性質を有しない岩崎の製作物や岩崎以外の製作者・著作者による製作物・著作物を、民法の「物」や「有体物」に関する規定を参考にしてアーカイブ化し、IJCAに収録することとなった。

アーカイブには、独自の岩崎式十進分類法 (JDC) を考案・採用し、岩崎の学術体系を網羅的に把握する体制を整備した。メタ情報管理も、「資料情報カード」を廃止し、JDCに基づいて行うこととなった。

#### 第六節 二〇一九年一月一日以降のアーカイブ方式

(拡大十進分類法、『全集』・リポジトリ併用方式)

二〇一九年元日より、独自の十進分類法 (JDC) による JCA・JCW 及び JAI のサイトを正式に公開した。民法・著作権法等の法律やクリエイティブ・コモンズ・ライセンス等の各ライセンス、十進分類法、『全集』の目次、研究所の組織編制が相互に連動する、理路整然としたアーカイブ体制となった。

#### 第四編 「岩崎純一学術研究所」(JAI) に関する文書の編纂、管理

JAI に関する文書は、前述の JCW の編纂方法に準じて編纂・管理する。

#### 第五編 「岩崎式十進分類法」(JDC) に関する文書の編纂、管理

JDC に関する文書は、前述の JCW の編纂方法に準じて編纂・

管理する。

#### 第六編 JCA 及び JCW の提供方法

##### 第一部 ウェブサイトにおける刊行の方法

##### 第一章 オープンアクセスまたはクローズドアクセスとしての提供

JCA 及び JCW に含まれる著作物等の多くは、無料・オープンアクセスにて提供を行っており、提供するフォルダまたはファイルの近傍に次のオープンアクセスマークを付与する。



有料の著作物等、無料だが個別の閲覧申込を要する著作物等、一部の関係者のみが閲覧可能である著作物等については、提供するフォルダまたはファイルの近傍に次のクローズドアクセスマークを付与する。



## 第二章 PDF形式の採用とEPUB形式の採用の見送り

JICA・JICW の文書ファイルは、現在のところ、PDF (Portable Document Format) ファイルにて提供し、EPUB (Electronic Publication) ファイルでの提供は行わない。編纂者が各自の編纂資料をいかなるファイル形式で岩崎に提出するにせよ、岩崎が最終的に著作物の画面表示時のレイアウト及び紙面印刷時のレイアウトを作成し、PDF形式に変換するものとする。

各ファイル形式の一般的な仕様として、PDF形式は、紙媒体・書籍の忠実な再現を基本思想とし、固定レイアウトをその特徴とするのに対し、EPUB形式は、固定レイアウトを犠牲にする代わりに、リフロー方式・可変レイアウト方式によっていかなる端末でも可読性が維持されるという利点を持つ。PDF形式は、画面の狭いスマートフォンでは閲覧部分の拡大等の操作が必要となる。

コンテンツを閲覧するための端末（スマートフォン、タブレット等）及びアプリが急速に進化・多様化する時代にあつて、岩崎及び

JJAIとしても、JICA・JICW を編纂・提供する上で、基本的には第七巻に掲げる方針を保持し、最先端の技術を有して対応している。この観点からすれば、当然アーカイブ内のコンテンツを提供する際のファイル形式においても、EPUB形式の採用は積極的に検討すべき事項ではある。

しかし日本においては、PDFが、大学等の機関リポジトリで提供される学術論文等における最多のファイル形式であるのに対し、EPUBは、あくまでも市販書籍の電子書籍用のファイル形式、とりわけマンガ・ライトノベル・同人誌の分野で最多となっているのみである。JICA・JICWの利用者には学術研究目的の利用者が多い以上、これらをEPUB形式で提供した場合の不便さと「そぐわなや」は明らかである。

さらに日本では、前述の端末の中でも、スマートフォンの使用法しか分からない（パソコンの使用法が分からない）、またはスマートフォンしか所有していない（パソコンを所有する気がない）若年者が増加しているという特徴が際だつて見られるのであり、EPUB形式は今後とも、学術研究分野ではなく、通勤・通学時の電車内でも楽しめるような娯楽分野のコンテンツに偏って好まれるものと見込まれる。

また、EPUBの閲覧には、早期に対応したMicrosoft Edge等の一部のブラウザを除いては、別途対応したブラウザやアプリを導入する必要がある。日本で販売されているスマートフォンにおいては、ほとんどの場合で別途導入が必要である。このことも、とりわけ日



本においてEPUBどころか電子書籍が、一部の同人系分野及び端末操作の知識の豊富な者の間にばかり偏向して普及している一因となっている。

オフィススイートに目を向けてみても、多くのものが標準でPDF形式での保存に対応しているのに対し、EPUB形式での保存に対応しているのは、国産ソフトでは一太郎など一部のみで、その機能も、海外製のフリーソフトやオープンソースアプリに既に十分備わっているものである。

なおかつ最近では、EPUBのリフロー方式に不満を覚えたEPUBユーザーらによって、固定レイアウト方式のEPUBが好まれ始めており、リフローと固定レイアウトのいずれかを選択できる数々のEPUB作成アプリが登場している。リフロー方式そのものが、PDFとの差別化を図ることのできるEPUBの特徴であったのに、まるで本末転倒である。

岩崎及びJAIも、コンテンツ（ここではJCA・JCWの各著作物）の利用者の便宜を第一義的に考え、技術面においてもそうあるべきであると考ええる。但しその場合、JCA・JCWの提供において利用者の便宜を第一に考えると、現在のスマートフォン市場の巨大化（スマートフォン愛好者・パソコン不使用者の増加）に不必要に迎合したり、ファイル形式やアプリをめぐるユーザー同士の善悪二元論に基づく論争に荷担したりすることではなく、旧来の熱心なパソコン使用者及び書籍・図書を愛する閲覧者・読者に配慮しつつ、最新技術を岩崎及びJAIが蓄積しておくことであるはずである。

むしろ、まずはこれら旧来の閲覧者にとつての利便性を第一義に考慮していれば、新規の閲覧者に向けて成すべき対応も今後おのずと見えてくると考えるものである。

岩崎以外の編纂者も、この方針に従って編纂に当たれよ。

このほか、ウェブページ（HTML・HTM形式）、単一ファイルウェブページ（MHTML・MHT形式）等で提供することも考えられるが、縦書き表示における不具合の多さ等から、一部の横書きの文書ファイルを除いては採用しない。

### 第三章 改訂・更新時の旧版と新版の入れ替え

無償での提供部分、とりわけ岩崎の死亡時まで編纂を継続するJCW『全集』については、利用者等は、いかなる更新年月日のものをいかなる時点においても無償で利用（閲覧、ダウンロード、印刷、引用等）することができる。

但し、岩崎が著作物を改訂・更新し、新版として再びサイトにアップロードする場合、多くは旧版を提供スペース（サーバー）からは削除して新版のみを提供し、その新版の著作物内に更新年月日を記載するのみで、その他の特別な告知は行わない。

しかし当然、利用者が論文等に旧版を引用する場合は（岩崎の活動の変遷等を研究する目的での引用等）、第五巻に述べる通り、その旧版の文献情報・メタ情報を論文に記載しなければならない。但し、その利用者の論文等の二次的利用者から旧版の閲覧の問い合わせが

あった場合は、岩崎も応じている。その一方、論文執筆者が旧版を逸失した等の場合、論文等の執筆とその評価に関わるあらゆる責任は執筆者が負っており、旧版著作物の著作者である岩崎は責任を負わない。

岩崎が当該著作物を更新し、新版として無償で再提供した時点で、利用者が当該著作物の旧版を紙媒体に印刷して利用するなどしていた場合、新版の印刷の手間や費用及び旧版の処分の手間等は利用者が負担するものとし、印刷代の負担等の要求を岩崎が受けた場合も同様に回答する。

#### 第四章 有料化を検討する条件

JICA 及び JCW に含まれる著作物等の多くは、無料・オープンアクセスにて提供を行っているが、次の場合、岩崎及び JAI はこれらの有料化の検討に入る。

● 特定の利用者等のみが別掲の著作権法違反等を繰り返す場合、当該人物を別掲のイエローリスト、レッドリスト、ブラックリストのいずれかに登録し、当該人物に対してのみ、その違反内容に応じて著作物等使用料、延滞金、損害賠償等を請求する。他の利用者等に対しては、有料化しない。

● 不特定多数の利用者等が別掲の著作権法違反等を繰り返す、これら多くの者について個人の特定に至らない場合（引用元・出

典・出処である岩崎の著作物等の情報を明記せず自身の匿名ブログ等に岩崎の著作物等を転載する者が多数に上る場合等）、アーカイブを安定的に継続する措置として、その後の新規の利用者等も含めた全ての利用者等に対し、その著作物等の一部または全部の有料化の検討に入る。

但し、次に述べる閲覧室においては、全ての女性利用者に違反が見られない限り、例外的に無料での提供を継続する場合がある。

#### 第二部 閲覧室における開示の方法

##### 第一章 図書、電子図書、または配付資料としての提供

第二巻から第五巻に定める女性施設の閲覧室においては、女性スタッフ及び入居女性性は、随時入室し、第七巻に述べる通り設置されているコンピューター端末を利用して、前述のウェブサイトを開覧し、JCW の著作物等を手で利用できるほか、図書や教材、配付資料等として、施設内で自由に用いることができる。JICA の他の岩崎の製作物のうち閲覧室に提供・設置されたものについても、同様である。

なお、第三巻に定める協力者、参加者となった場合は、特例により、これらの閲覧室への入室及び著作物等の閲覧を許可されることがある。

また、どの情報資料・コンテンツ（製作物・著作物等）を居住女性に提供するかについての判断は、専ら当該女性施設のスタッフに

委ねられる。

第二巻から第五巻及び第七巻に定める通り、岩崎はこれらの女性施設及び閲覧室に対して、JICA及びJICWの提供及びその運営・管理・閲覧システムの構築と機械的・電子的な技術の提供を行うのみで、それらの運営には関与しない。

## 第二章 改訂・更新時の旧版と新版の入れ替え

無償での提供部分、とりわけ岩崎の死亡時まで編纂を継続するJICW『全集』については、利用者等は、いかなる更新年月日のものをいかなる時点においても無償で利用（閲覧、ダウンロード、印刷、引用等）することができる。

但し、岩崎が著作物を改訂・更新し、新版として再び閲覧室にて提供する場合、多くは旧版を提供スペース（イントラネットのNAS等）からは削除して新版のみを提供し、その新版の著作物内に更新年月日を記載するのみで、その他の特別な告知は行わない。

しかし当然、利用者が論文等に旧版を引用する場合は（岩崎の活動の変遷等を研究する目的での引用等）、第五巻に述べる通り、その旧版の文献情報・メタ情報を論文に記載しなければならない。但し、その利用者の論文等の二次的利用者から旧版の閲覧の問い合わせがあった場合は、岩崎も応じている。その一方、論文執筆者が旧版を逸失した等の場合、論文等の執筆とその評価に関わるあらゆる責任は執筆者が負っており、旧版著作物の著作者である岩崎は責任を有

しない。

岩崎が当該著作物を更新し、新版として無償で再提供した時点で、利用者が当該著作物の旧版を紙媒体に印刷して利用するなどしていた場合、新版の印刷の手間や費用及び旧版の処分の手間等は利用者が負担するものとし、印刷代の負担等の要求を岩崎が受けた場合も同様に回答する。

## 第三部 書籍、学術誌、論文の出版方法

### 第一章 刊行者（出版社、大学出版会等）への著作権の一部の

#### 譲渡による一般書籍としての出版

第二巻に定める通り、岩崎純一は、JICA及びJICWに含まれる自身の著作物の出版、刊行を行う全権を保持する。また、著作権法第二十七条及び第二十八条に規定する権利の全部を含む著作権の全部が岩崎純一に対して譲渡された他の著作者の著作物の出版、刊行の全権を保持する。

但し、JICWの岩崎純一の著作物について、第二巻から第五巻に記す通り、岩崎が出版権等その著作権の一部を刊行者に譲渡し、刊行者による当該著作物の販売を承諾する旨の契約を刊行者との間に書面で交わした場合、当該著作物の提供方法（本文・画像等のレイアウトから流通ルートまでをも含むうる）は、専ら刊行者に委ねられ、かつ、岩崎は当該刊行者からの販売等の提供以外の方法で当該

著作物の頒布等の提供を行わない。

一方、大学・学会等が刊行する無料の学術誌・学会誌やオープンアクセス論文（論文集）等、無料の刊行物についてはこの限りでなく、刊行者による刊行後も、その契約内容により、岩崎が自らの著作物部分を独自に無料で提供することがある。

また、JICWの岩崎純一の著作物について、岩崎から刊行者に対して譲渡可能な権利（著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として特掲されていないときに留保されたものと推定することが規定されている同法第二十七条又は第二十八条に規定される権利を含む）の一部を岩崎が譲渡する旨の契約を岩崎との間に書面で交わしていないにもかかわらず、刊行者がこれを刊行した場合は、岩崎は依然として著作権の全部を保持し、行使することができるため、刊行者に対して法的処置を講じ、損失した利益の回収を行うものとする。

## 第二章 刊行者（出版社等）への著作権の一部の譲渡による電子書籍としての出版

JICWの岩崎純一の著作物について、これが電子書籍として出版される場合も、前章の全文が適用される。

## 第三章 新版への改訂

岩崎の製作物・著作物のうち、外部の刊行者による刊行物等については、当然、校了したもののみが刊行されているのであるから、利用者等が利用できるものは当該著作物の最終形態である。ウェブサイトや閲覧室での提供における旧版と新版の入れ替え作業（前述）は生じない。但し、重版でなく改版である場合は、内容に軽微な変更があることを意味する。

## 第四部 外部リポジトリでの提供

第五巻を見よ。

なお、岩崎純一は、これらの外部リポジトリの運営には関与しない。

また、新版への改訂については、第三部に同じである。

## 第七編 岩崎純一の外部活動（講義、フィールドワーク等）に関する文書の編纂、管理

岩崎純一の外部活動（講義、フィールドワーク等）に関する文書は、前述のJICWの編纂方法に準じて編纂・管理する。

## 第八編 法令に基づく表示

第三巻から第五巻を見よ。

第九編 個別の活動に係る各関係者向けの内部規程または注意・留

意・表記事項の策定及びその内容

第二巻から第五巻を見よ。